

【論文】

ジェームズ・エドワード・ミードと社会配当

James Edward Meade on Social Dividend

木村 雄一

KIMURA Yuichi

<目次>

- 1 はじめに
- 2 自由社会主義と社会配当
 - (1) 理性的急進主義としての自由社会主義
 - (2) 格差社会への警鐘
 - (3) 社会配当の提案－総需要から制度改革まで
- 3 社会配当モデル
 - (1) 社会配当モデルの展開
 - (2) 財政システムの構築
- 4 おわりに

(要旨)

本研究の目的は、ジェームズ・エドワード・ミードの「自由社会主義」を踏まえて、彼の社会配当の理論と展開について、次の三点から明らかにすることである。第一に、ミードが社会配当を提示した思想的背景は、ケインズ経済学の影響ばかりでなく、G.D.H.コールをはじめとするオックスフォード大学の制度派・歴史派による知的伝統にあること。第二に、ミードによる社会配当の提唱は首尾一貫したものであるが、その時代時代に応じて丁寧論じられていること、第三に、ミードによる社会配当モデルは、給付付き税額控除のモデル、社会配当の基本モデル、条件付きベネフィットと税額控除を類別化したモデル等、社会配当の可能性を幅広く論じていること、である。最終的に、ミードの社会配当モデルは現代の福祉国家や社会保障を再検討するために、未だ重要なモデルであることを再確認した。

1 はじめに

ジェームズ・エドワード・ミード (James Edward Meade 1907-1995) は、国際経済学をはじめとして、厚生経済学、環境経済学、マクロ経済学、経済成長理論などの経済学の様々な領域を開拓したオールラウンドの経済学者である。ミードは、オックスフォード大学で制度派・歴史派エコノミストの影響を受ける一方で、「ケンブリッジ・サーカス」に参加して「ケインズ革命」の一翼を担った。さらにミードは、イギリスの戦時内閣官房経済部において、第二次世界大戦後の国際経済秩序を思案したジョン・メイナード・ケインズと協働し、1947年からLSE (London School of Economics and Political Science) 教授として国際経済学の実務と研究に従事したことが一因となり、ノーベル経済学賞を受賞した¹⁾。ミードは、アルフレッド・マーシャル以来のケンブリッジ大学教授に就任し、経済理論のみなら

ず、数多の政策立案に従事したことで、実践派のエコノミストとして高く評価されている (Vines 2008, 本間 1994) ²⁾。

ミードは、ロバート・ソローが「最後の偉大な功利主義者」(Solow 1987, p.986) と指摘したように³⁾、功利に基づく社会厚生関数を用いつつ、市場秩序と価格メカニズムの効率性を重視する、オーソドックスな新古典派経済学者である一方で、『価格と経済計画』(Meade 1948)、『効率、公平、財産所有』(Meade 1964 [1993])、『理性的急進主義』(Meade 1975)、『公正の経済』(Meade 1976)、『アガソトピア』(Meade 1989) 等の一連の著作で、所得と資産の分配の平等や「社会配当 (Social Dividend)」⁴⁾ を伴う社会制度の抜本的な改革を提案した経済学者でもある。ミードは、『価格と経済計画』において「自由社会主義」(Liberal Socialism) を掲げ、市場メカニズムと社会化・国有化の中道政策を主張したが、第二次世界大戦後の労働党の政策と軌を一にしている (Meade 1948)。

近年、ポスト・コロナによって拡大した格差社会の対処の一つとして、ベーシック・インカムや税制のあり方が注目されているが、ミードの「社会配当」や『ミード報告』(Meade 1978) に代表される税制改革はその先駆的貢献である。Trier (1995) によるミードの社会配当の系統的な整理に依拠して、Van Parijs (1995)、Fitzpartick (2005)、山森 (2009)、Van Parijs, P. and Vanderborght, Y. (2017)、Trier (2018) によって、ミードのベーシック・インカムの貢献が紹介されている。しかしミードの社会配当に関する問題意識や社会背景、社会配当モデルや展開に関する学説史的整理がなされていないため、その研究は緒に着いたばかりである⁵⁾。

本研究の目的は、ミードの社会配当に焦点を当て、① ミードの社会配当がどのような社会的背景や思想から現れたのかという点について、ミードのキャリアや「自由社会主義」を踏まえ、その概要を明らかにすること、② ミードの社会配当の理論面とその展開を論じること、である。第二章では、自由社会主義と社会配当について、ミードの知的変遷を追う。第三章では、ミードの提示した社会配当モデルを整理し、そのモデルにおける狙いを明らかにする。最後にミードの貢献を整理した上で、今後のミードの展開の示唆を行う。

2 自由社会主義と社会配当

(1) 「理性的急進主義」としての「自由社会主義」

「自由社会主義」は、『価格と経済計画』(Meade 1948) でミードが表明した立場である。それは、「全貨幣需要量、所得と財産との分配および私的独占とに対して国家的計量化と統制との分野を拡大」(Meade 1948, p.10: 邦訳 p.36) し、「価格機構のもつ分権化された諸自由および独特の効率との最大可能量とを結びつけること」(Ibid., p.10: 邦訳 p.36) によって「自由と効率と社会的正義」(Ibid., p.9: 邦訳 p.35) を結びつけるものである。ミードは、『経済学原理』シリーズ⁶⁾ を刊行する中で、その導入として執筆した『理性的急進主義者の経済政策』(Meade 1975) で、「『計画と価格機構』の続編」(Ibid., p.9: 邦訳 p.ix) として、「市場機構を基礎として、政府の介入や管理という上部構造が作られる必要がある」(Ibid., p.14: 邦訳 p.2) と主張し、それを「理性的急進主義」と呼んだ。「理性的急進主義」は「自由社会主義」と同義で用いているが、「自由社会主義」と比べて、政治的変革の意味は強い。

『価格と経済計画』(Meade 1948) と『理性的急進主義者の経済政策』(Meade 1975) は、前者が第二次世界大戦後の時代に、後者が「不満の冬」の時代に刊行された、という歴史

的相違があるとはいえ、以下の多くの点で共通している。第一にインフレの制御を目的とすること、第二に財政・金融政策を重視すること、第三に収穫逓増産業に対しては国有化・社会化を推進すること、第四に資産や所得において平等主義を徹底すること、第五に中央計画を必要とし経済計画を推進すること、である (*Ibid.*, pp.14-16: 邦訳 pp.3-5)⁷⁾。こうしたミードの姿勢は、戦後のケインズ主義による混合経済体制や新古典派総合の立場に近いことはいうまでもない。その後、フリードマンらを代表とする新古典派によるケインズ経済学への反革命の展開によって、1980年代にはイギリスもマネタリズムやサッチャー主義が吹き荒れるが、ミードは、マネタリズムやサッチャー主義を批判し、「第三への道」に連なる「中道左派」の立場を標榜している⁸⁾。これは、ミードが1930年代には労働党とフェビアン協会、1980年代には社会民主党や社会民主同盟に参加したことからも明らかである (Reisman 2018, p.247)。

ミードの自由社会主義の立場は、生涯変節することなく貫かれているが、その源泉は、彼のオックスフォード時代に遡る。ミードは、マルバーン・カレッジからオックスフォード大学オーリエル・カレッジにてPPE (Philosophy, Politics and Economy) コースに進学し、ファーストクラスの成績を取めた。その後ミードは、オックスフォード大学ハートフォールド・カレッジのLecturerになるが、知り合いであったデニス・ロバートソンの手引きによってケンブリッジ大学トリニティ・カレッジに留学し、ケインズの思想に触れた。この若き思想形成期において重要なことは、ミードが数多くのオックスフォード大学の学生と同様に、社会思想や政治思想において、G.D.H.コールやギルド社会主義、フェビアン主義の影響を受けたことである。当時のオックスフォード大学は、ケンブリッジ大学のマーシャルの正統派と異なり、歴史派経済学や非正統派を重視するオックスフォード・エコノミストを多数輩出していた⁹⁾。ミードが影響を受けたG.D.H.コールは、ギルド労働主義を掲げ、コール・グループを率いて、フェビアン主義に影響を与えた人物である。コールは、現金による社会配当を公言したようにベーシック・インカム の提唱者の一人でもあった (Van Parijs, 1995)。さらにミードは、オックスフォード大学の学部生時代にC. H.ダグラス少佐の「社会信用」論に関心を持ち、オックスフォード大学でダグラスを講演者として招聘して、彼の社会配当や過小消費説のアイデアに強く影響を受けた。ミードは、ダグラス少佐の議論をまとめ、フェビアン協会の部会で報告したことがあるが、ビアトリス・ウェッブによってその理論的誤りが指摘された (Reisman 2018, p.6)。ミードはその後、ダグラス少佐の素朴な理論をほとんど扱わなくなるものの、『経済学入門』(Meade 1936) や『消費者信用と失業』(Meade 1937) において、社会配当と需要喚起の手がかりとしてダグラス少佐の考えを依然として探っている痕跡が見える点は興味深い。

ミードは「労働党政府のための経済政策の概要」(Meade 1935) を執筆した。ミード自身はフェビアン協会の刊行物に掲載することを望んだが、コールとE. F. M.ダービンらの反対にあって、未公刊とされた。しかしこの文書は、ミードが初めて「社会配当」について言及した記録の一つで、彼が生涯において比較的早い段階で平等の問題を考察していたことがわかる。

ミードの自由社会主義は、資本主義と社会主義の間の中道路線であるといっても、マルクスのいう社会主義やランゲのいう市場社会主義に近いわけではない。しかしながらそれは、社会主義的な自由主義ではなく自由主義的な社会主義である¹⁰⁾。そのスタンスは、あくまで自由競争によって生じる不備、すなわち所得格差や資産の不平等を、政府の政策に

よって是正するためには、国家による財産の社会化も含めた上での、ラディカルな政策をとらねばならないという戦後まもない労働党の政策観を反映している (Tomlinson 1985, Whiting 2000)¹¹⁾。この意味で、ミードの自由社会主義は、19世紀末の自由党と労働党の連携を意味するリブ=ラブ (自由労働派) を敷衍した、社会主義的な要素を持つとはいえ、自由主義的な伝統をも有すると見れば、極めてイギリス的な知的伝統の中にあるとさえいえるだろう (Backhouse 2012, Middleton 1998)。

(2) 格差社会への警鐘

ミードが自由社会主義を打ち出す中で、ミードが危惧している点は、富裕層・貧乏層の乖離、すなわち格差社会の問題であることは、もはやいうまでもないだろう。ミードは、1930年代に、社会の成員がまだ充足されない欲求を残しているにもかかわらず、利用されていない経済的資源が数多に存在する「潜在的な豊富の中の貧困の問題」の解決を論じた。ミードの格差に対する問題意識は、晩年まで守備一貫している。英国学術会議 (British Academy) で1973年12月に報告された「不平等の継承 (Inheritance of Inequalities)」やオックスフォードのシドニー・ボール (Sydney Ball) 講演で1972年5月に報告された「豊富の中の貧困」(Meade 1972) をはじめとして、ケンブリッジ大学時代に執筆された『効率、公平、財産所有』(Meade 1964) や、「経済学原理シリーズ」の一書として公刊された『公正の経済』(Meade 1976) では、人々の所得や資産の格差がどのように生まれたのか、そしてどのように対処すれば良いかについて、次の3点から論じられている。

第一に、世代間の生まれつきの諸条件についてである。現実の社会では、富裕な人々が富を維持し、貧困な人々は貧困から抜け出せない所得と富の著しい不平等な状態が継続しているが、ミードによれば、この要因には「運 (fortune)」や「僥倖 (luck)」があるという。運は、遺伝子、財産、教育¹²⁾、社会的交際という、動かし難い条件である一方、僥倖は、運という基本的条件の中で、生涯における現実の成功・不成功を決定する多くの偶然ごとである (*Ibid.*, p.145: 邦訳 p.159)。社会は、こうした運・不運が、遺伝子、所得、財産、社会的交際の組み合わせられた包みとして、次の世代に受け継がれる傾向が存在する (*Ibid.*, p.158: 邦訳 p.173)。

第二に、選別的な結婚と社会的移動についてである。結婚相手の選択の仕方によって、良い遺伝子、良い社会的交際、良い教育、多くの財産を持ったもの同士が結びつけられ、良い生まれつきが結婚後も増殖される (逆は逆である)。そのため、結婚相手の選択による結果、幸運か不運である夫婦である夫婦の運の基礎的要因が同時に強められる一方、結婚しない場合より運の基礎的要因の影響が不平等化されうる。所得の高い人と所得の低い人の結婚によるトランプの切り直しはないため、出生率に差ができれば¹³⁾、不平等が拡大する (*Ibid.*, ch.10)。それは「環境的な運」にも左右される (Meade 1993, p.50)。

第三に、「財産所有の民主主義 (A Property-Owning Democracy)」についてである。このアイデアは、『正義論』の「格差原理」で有名なジョン・ロールズの政治哲学に影響を与えた (齋藤・田中 2021, pp.83-86)¹⁴⁾。『効率、公平、財産所有』で論じられたように、技術の進歩が進み、労働人口が減少すれば、賃金率は減少する一方、お金持ちが要求する財・サービスの労働集約的な生産物を拡大すれば、みじめなプロレタリアートと執事・メイドの世界への逆戻りとなり、ごく少数の財産所有者が誕生する、「素晴らしき資本家の新天国 (Brave New Capitalists Paradise)」(Meade 1993, p.38) が現れるという。それを回避するため

にミードは「財産所有の平等化」が必要であると述べる¹⁵⁾。

こうして社会の不平等が永続化する格差社会を是正するために打ち出したミードの提言の一つとして注目すべき処方箋が、本稿のテーマである「社会配当」である。

(3) 「社会配当」の提言－総需要から制度改革まで

ミードの社会配当の提案は、生涯を通じてその基本的な考え方に変化はないものの、その内容は大きく次の四段階で進化している。

第一に、1930年代の世界的な大不況下において、ケインズ『一般理論』の総需要の重要性と合わせて、「労働党政府の経済政策の概要」(Meade 1935)と『経済学入門』(Meade 1937)において「社会配当」が次のように提言されたものである。「もし国家が所得を生む財産の相当量を所有するならば、国家は、国民所得の貯蓄される割合を直接統制できる地位にあるだろう。教育に、保険サービスに、養老年金に、未亡人扶助料に、家族手当に支出されることができ、あるいは、社会の全員に対する均等な『社会配当』に分配されることもできるだろう」(Meade 1936, p.251: 邦訳 pp.328-329)。この際、ミードは財産の国有化を提案し、それを財源として、社会配当を行うことを次のように提唱する。「財産の国有によって、財産からの所得の完全な平等を実現することができる」(*Ibid.*, p.252: 邦訳 p.330)¹⁶⁾。

第二に、第二次世界大戦後に出版された『価格と経済計画』(Meade 1947)でジュリエット・リーズ・ウィリアムズ女史(Lady Juliet Rhys-Williams)の所得再分配合理化案を消化し¹⁷⁾、次のように明確に社会配当を論じる。「直裁簡明な、貨幣による支払い、手当、『社会配当』が、英国中の男、女、子供らに支払われるべきである」(*Ibid.*, p.43: 邦訳 p.92)。ミードは、この際「貨幣および価格の調整組織が公正に作用しうるために、所得、財産の公正な分配を達成することが必要である。大きな不平等の存在は、富者が社会の実質資源の大部分を支配する購買力が与えられる一方、貧者が財貨やサービスをほとんど支配することができないことを意味する」(*Ibid.*, p.35: 邦訳 p.79)。

第三に、「不満の冬」の時期に論じられた「豊富の中の貧困」(Meade 1972)や『理性的急進主義者の経済政策提言』(Meade 1976)である。ミードは、スタグフレーションの時期に貧困の撲滅と所得の分配を目指して、データと幾何学的な図形を用いて、税方式による社会配当による徹底した再分配を検討した。具体的には、(1)無修正の社会配当(Lady Juliet Rhys-Williamsバージョン)、(2)負の所得税、(3)最低所得保障(生活保護のケース)、(4)修正された社会配当について、今日よく用いられる図で初めて示した(Meade 1972)。この図は「アガソトピア：パートナーシップの経済学」(Meade 1989, 1993)でも扱われる。

第四に、サッチャー政策の時期から晩年にかけて徐々に構想して上梓した「アガソトピア」(*Ibid.*)¹⁸⁾である。その書では、財産所有のデモクラシー、富裕税、社会配当などミードの斬新な提言を含むばかりでなく、賃金以外の労働株式から労働者の給与の一部を支払うという、ジャック・ワイツマン(Wiseman 1984)が提唱した成果分配型賃金支払い制度によって、人々の不平等を回避する視点も含まれている¹⁹⁾。いわば「アガソトピア」は、格差社会を是正するためのミードの社会配当の集大成である。

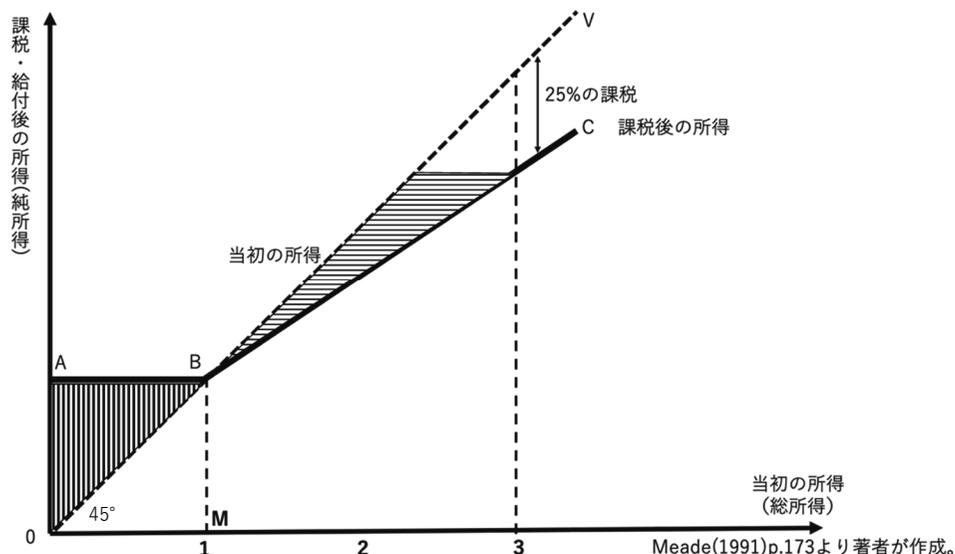
3 社会配当モデル

(1) 社会配当モデルの展開

ミードの社会配当モデルは、最初に「豊富の中の貧困」(Meade 1972)で幾何的に論じられ、『アガソトピア』(Meade 1989)において昇華している。『アガソトピア』(Meade 1989)は、改訂版として『自由, 平等, 効率: アガソトピアの弁明』(Meade 1993)に所収されている²⁰⁾。そのため同書 (*Ibid.* 1993)で論じられている社会配当モデルを基準として、ミードが各所で発表した各種モデルに言及しつつ、できるかぎり忠実にミードの社会配当モデルを整理する²¹⁾。

まずミードは、多くの国々で採用されている、最低所得保障による社会給付付き課税控除のモデルを図1として提示する。横軸は当初の所得(総所得), 縦軸は給付・課税後の所得(純所得), である。45度線としての点線 OV 上では、「当初の所得(総所得) = 給付・課税後の所得(純所得)」が成立している。ここでミードは、平均所得を3とし、最低生活保障を平均所得の1/3の点 M とする²²⁾。このとき、線分 OM 間は給付・課税後の所得は保障されるが、点 M を過ぎれば、当初の所得から限界税率 $t\%$ の所得税が課される²³⁾。限界税率 $t\%$ を25%とすれば、直線 BC によって課税後の所得が示される。したがって、 OM 間は水平線 AB , 点 M 以降は線 BC となるため、最低所得保障による社会給付付き課税控除のモデルは、線分 ABC として描ける。社会給付を賄うため、領域 $0AB$ に相当する費用(縦線の領域)が必要となるが、 VBC に囲まれた所得税に相当する政府収入(横線の領域)が領域 $0AB$ に相当する費用を上回れば、この制度は成立する。その領域は人口の密度によるため、ここでの面積の広さが金額の大きさを表示しているわけではない。

【図1】



ミードは、上の方式に対して、社会配当方式を図2として提示する²⁴⁾。社会配当方式では、M(B)を上回っても下回っても全員にOA分の社会配当が支給される。そのため、非課税である社会配当から25%の所得税を控除するように描けば、 $OA=MB$ の $3/4$ 、 BD_1 に等しい額が直線BCに加算される。すなわち課税・給付後の所得は、直線 AD_1Q で示される。この場合、所得0から平均所得3までの区間を考えれば、追加的に必要な経費は縦軸の領域で示される領域 $ABPQ$ に相当する費用がかかる。領域 AJD_1 に相当する収入額で領域 $ABPQ$ を賄うことは困難であるため、所得税率の引き上げが必要である。

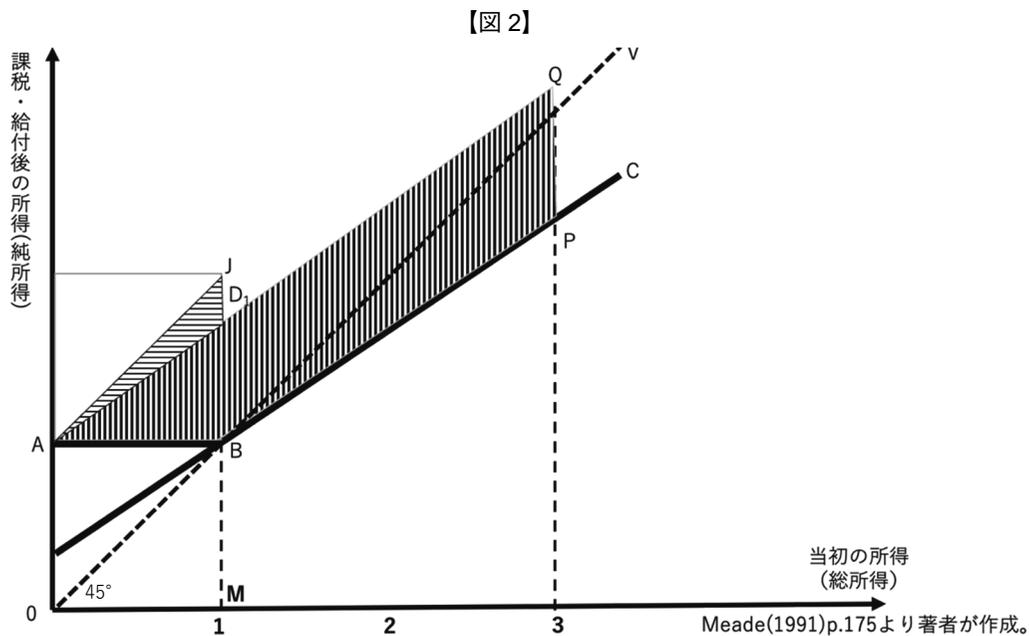
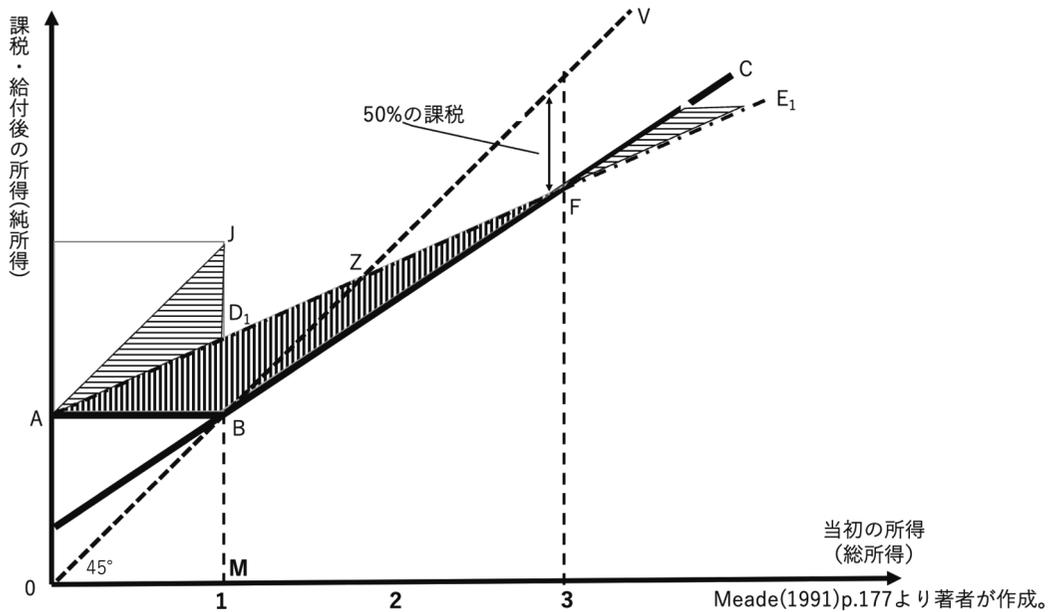


図3は、所得税の限界税率 $t\%$ を50%に引き上げた社会配当モデルである。この場合、社会配当に相当する費用を賄う、領域 ABF の費用が必要であるものの、領域 AJD_1 が拡張され、さらに点Fを越えれば課税による税収も得られる。税収額は人口分布にもよるが、限界税率を上げることで、社会配当モデルの制度は成立する可能性がある。

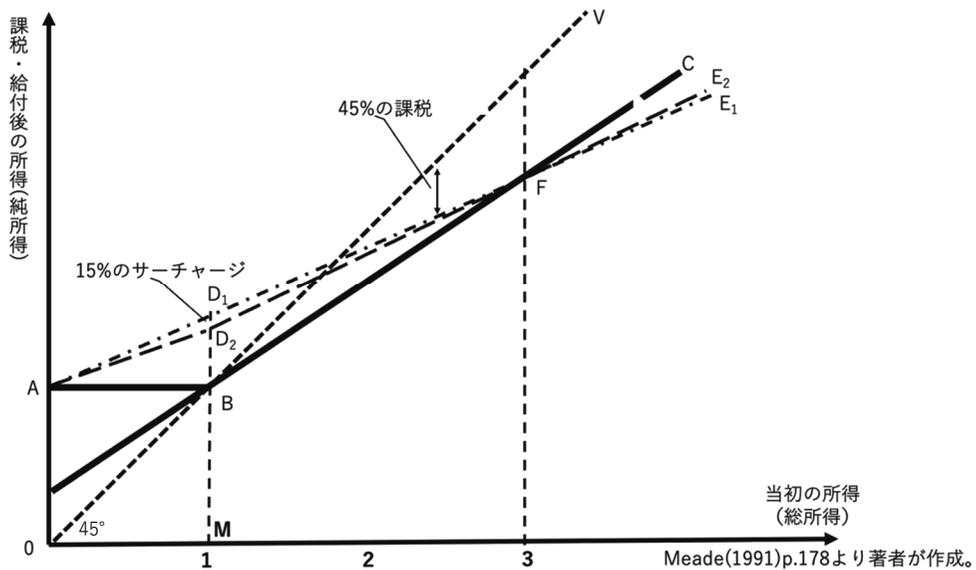
【図3】



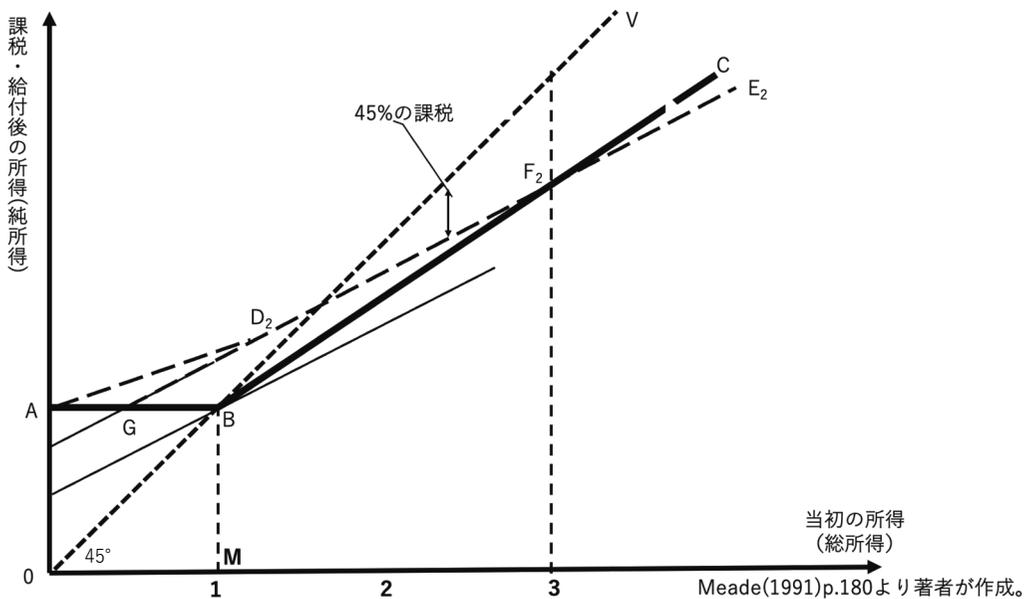
点Zを分岐点とし所得税を賦課するモデルは、分配の点に関してミルトン・フリードマンが提唱した「負の所得税」方式とした同義である (Friedman 1962)。社会配当方式と負の所得税方式の違いは、社会配当方式が前払い方式となる一方で、負の所得税方式は後払い方式という点である。この点に限れば、パート労働や手取りで勤務している人々にとって、社会配当方式の方が負の所得税方式に比べて手続きの上で簡素である²⁵⁾。

所得税率の変更に加えて、サーチャージ（追加課税）や税額控除を検討したモデルが、図4と図5である。図4は、OAの社会配当が与えられ、45%の所得税率とするが、OM (B)の間は15%ほど税を上乗せするモデルである。OMの間は、60% (45%+15%) の所得税がかかるため、AD₂となり、点Bを超えれば、D₂E₂は45%の所得税率が課される。図5は、税額控除とサーチャージを混合したモデルである。OAの社会配当が与えられ、45%の所得税率とするが、その社会配当の割合を全体の0.85とする。ただし社会配当の割合の0.15ほど条件付きベネフィットを付与するとすれば、点Aから点Gまでの間は、OA分の社会配当がなされる。しかし45%の所得税がかけられているので、AGD₂E₂となる。

【図 4】



【図 5】



ミードは、このように社会配当モデルの類型を提示した上で、① 労働誘因効果、② 所得の再分配効果、③ リスク負担、④ 管理問題、について次のように言及する。すなわち、①については、収入が極端に低い国民が仕事を探すインセンティブは、そのような極端に低い収入に対する課税がないことによって高まる。社会配当と限界税率の上昇によって、労働誘因を損なう可能性は回避できないこと、②については、非常に高い効果のある所得の再分配が得られること、③については、所得が減少する可能性もあるなかで有益な効果

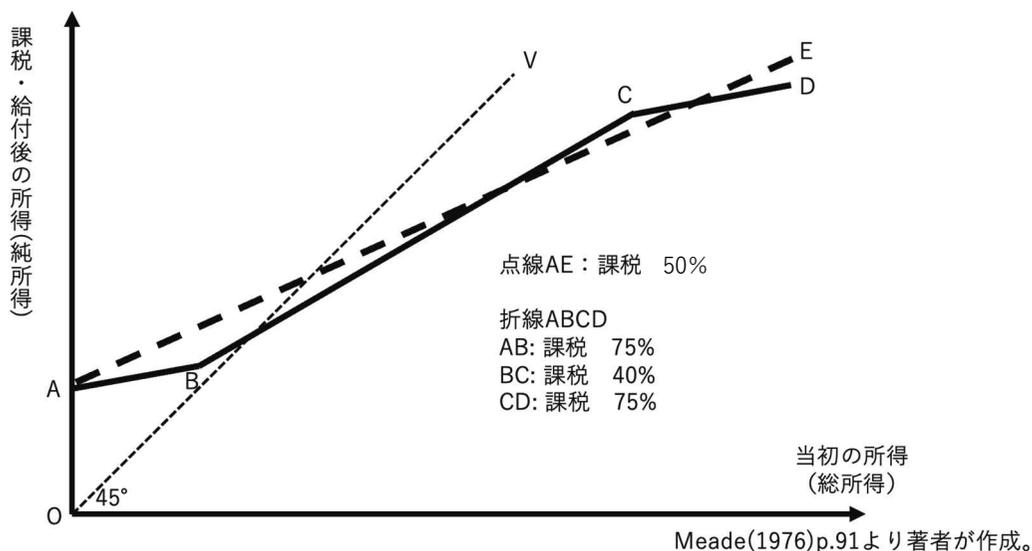
があること、④については、資力調査等がない社会配当は行政管理において効率的・簡素であること (Meade 1991, pp.182-183)。最後にミードは、次のようにまとめる。「社会配当が高ければ高いほど、またその財源として課される一般税率が高ければ高いほど、調整所得の均等化とリスク負担の軽減に対する有益な効果は大きくなる。しかし社会配当の上昇と限界税率の上昇は、労働と企業に対する経済的インセンティブを低下させる傾向がある。政策の選択にあたっては、これらの結果を互いに比較検討しなければならない」(Meade 1993, p.185)。

(2) 財政システムの構築

ミードは、上述の通り、社会分配の制度成立の可能性を指摘したが、財源の確保のために財政システムの新しい構築を論じた²⁶⁾。財源を確保する方式は、社会保険方式と税方式の二種類があるものの、ミードは、直接税方式による分配方式を論じた²⁷⁾。その刷新的な点をまとめれば、以下の三点がある。

第一に、富裕税と組み合わせる所得税について当初の所得に応じて特殊な税率を設定することである。富裕税を課しても良い理由は、「富それ自身が、力、安全保障、独立といった利益を与える」(Meade 1976, p. 95: 邦訳 p.136) からである。

【図6】



所得税の調整は、図6である²⁸⁾。社会配当OAが支給されるとし、50%の税率が所得に適用されているとすれば、Aを出発点とする直線ACが1/2の勾配で上に昇っていく。これは前節で検討してきたモデル(図3)と同じである。しかし前節で応用した図4、図5でのサーチャージや税額控除の考え方をヒントに、低所得者・中間所得者・高所得者層それぞれに所得税の限界税率を変化させることで、適度な税収と持続可能な方法で多額の税金を徴収することができるばかりでなく、労働誘因も与えることができる。すなわち、より勤労所得の低所得者(AB部分)と高所得者(CD部分)に高い限界税率を課す一方、その中間所得層である人々(BC部分)に穏健な限界税率を課するという設定を行えば、人々は中間部分

の所得に入るような競争的インセンティブが働く。富裕な人々が多すぎることもなく貧乏な人々が虐げられることもなく、その中間では自由にするのできる度合いができる限り大きくなる (Meade 1976, p.92: 邦訳 p.131)。ミードは次のようにいう。「勤労所得の最初の部分に累進的な国民保険負担を設け、高所得に付加税をかけ、累進的富裕税、またはそれがうまくゆかないなら非勤労所得に追加的課税をし、そして課税基礎を一般的に拡充するということをすれば、所得税の標準的税率を40%以上に引き上げないでも、包括的な社会配当制度を十分に運営してゆくことができる」(Meade 1976, p.93: 邦訳 p.134)。

第二に、「しっちゃかめっちゃかな (Topsy-Turvy)」国有化である。ミードは、財源の確保のため、国民負債を国民資産へ順次転換し、政府が生産手段の株式を取得して、これを特別な基金で運用する仕組みを提示した。国が、一般課税によって投資を行い、企業の利潤の配当を公共的に利用できるようにするが、経営は民間の手に残しておくことである。国有化によって、国は財源を十分に確保する。国家が関連諸企業の経営責任を持つことなしに、一定の資本を所有することによって所得を得ることができる (Meade 1995, pp.60-62, 1990) ²⁹⁾。

第三に、税制改革である。ミードは、財政研究所 (Institution for Fiscal Studies) の委託によって組織されたミード委員会の委員長を務めて、所得税から支出税への変更を提案した³⁰⁾。所得税から支出税への変更によって、貯蓄を課税対象から外すため、個人消費水準に影響を当てない限り、個人貯蓄が増加する。それゆえ、将来の消費につながるが、税収は減少するため、税率と政府支出水準が変わらなければ、財政余剰は減少する (Meade 1977, p.208: 邦訳 pp.224-225) ³¹⁾。ミードは、そうした税収を補うためには、富から発生する非勤労所得としての全資産の価値に対して、追加的に課税する「富裕税」を課し、富者から徴収すればよい、と述べる (Meade 1975, p.92: 邦訳 p.132)。富裕税は、貯蓄を不利にし、現在の消費をするために富を使うことを促進するが、支出税は貯蓄を促進するため、「累進支出税と組み合わされた累進富裕税が最良の組み合わせ」(Ibid., p.95: 邦訳 p.136)なのである。ミードは、こうした支出税や富裕税の採用は、社会配当制度の導入に比べて、行政上簡素ではないことを認めている。なぜなら、資産評価等の厄介さが存在するからである (Ibid., pp.99-100: 邦訳 pp.141-142)。しかしミードは、「資産評価は今よりもずっと重要な専門家的職業になる」(Ibid., p.100: 邦訳 p.143)と述べ、そうした困難を乗り越えることは可能であると見ていたことが推測される。

4 おわりに

これまでの議論をまとめよう。

第一に、ミードが社会配当を提示した思想的背景は、ケンブリッジやケインズの総需要管理政策の影響を受けたことはもちろんであるが、G.D.H.コールをはじめとするオックスフォード大学の制度派・歴史派の知的伝統の中にあるとあってよい。ミードの自由社会主義は、単なる混合経済政策を支持する立場というよりはむしろ、19世紀以来のリブ=ラブを端緒とするイギリスの伝統的・急進的な改革思想の一つである。第二に、ミードによる社会配当の提唱は、生涯を通じて変節することのない首尾一貫したものであるが、その時代背景に応じて、その扱われ方も変化している。ミードは、社会配当さえ行えば平等が達成されることを主張しているのではなく、社会配当がどのような条件下で可能かについて、

その長短を示しつつ説得的に論じることを心がけていることは、注目に値する。第三に、ミードによる社会配当方式によるモデルは、整然としたもので、給付付き税額控除のモデルから社会配当の基本モデル、そして条件付きベネフィットと税額控除を組み合わせたモデルまで、幅広くその可能性を論じている。社会配当を行う上で、労働を誘う税率や財源の確保が重要な点であるが、ミードのモデルにおいては様々なケースが周到に扱われている。ミードは、『国際貿易の幾何学』（1952年）において、幾何学による精緻な貿易理論を描いたことで知られるが、社会配当モデルにおいても同様に、社会配当の幾何学を追求したといえるだろう。

このようにミードの社会配当論は、徹底した理性的急進主義でもって、周到で精緻なモデルを提示している点で、社会保障全般を再検討する題材として重要な視点を与えている。しかしながら本研究で扱われたミードの社会配当は、ミードの他の研究領域と関連させて、ミード自体の全体像を踏まえて論じられたものではない。社会配当が行われる上で我々が深く考える必要がある点は、ワークシェアリングやワークフェアといった、労働や働くことへの意義、そして人々が人生をどのように歩むのかをいかに考えるかである。

ケインズは「孫の世代の経済的可能性」において、1日3時間働けば、人間の弱さを満足させるのに十分である、と述べた（Keynes 1930）。オートメーション化やAIの導入が進み、人々の仕事自体が少なくなる中で余暇と労働をどのように考えるかという世界を考えるならば、社会配当としてのベーシック・インカムは、働き方自体の改革という観点から再検討されるべき議論であることはいうまでもない。Howson（2000）によれば、ミードは、類稀なるバリトンボイスを持ちフィッシャー・ディスカウの大ファンであったが、ケインズやロビンズと同じように、芸術や文化に関心を持っていたという。ミードは、人の一生を考えるにおいて、楽しく仕事をしつつ趣味や余暇活動に生きる「良き社会（the Good Society）」（Meade 1975, p.153; 邦訳 p.230）の到来を考えていたからこそ、社会配当をまずは論じたのではないか。

ベーシック・インカムと社会的企業に橋渡しを企てるのであれば、ミードの先駆的業績になお学ぶべきものが多く残されている（井上 2011, p.423）し、ケインズ政策とフリードマンの議論を組み合わせたような名目経済成長ターゲット論は、これまでミードが携わってきたミクロやマクロ経済学の裏付けに基づいて展開されている（丸尾 2005）。ミードの社会配当ばかりでなく、ミードの経済学各論の展開や社会配当とそれらの関連性については、筆者の今後の課題としたい。

〔注〕

- * （1）本研究は「ポスト・コロナ時代の個人・組織・社会の在り方に関する学際的研究」（日本大学商学部共同研究・代表松原聖）、科学研究費補助金「ジェイムズ・エドワード・ミード：経済理論、経済政策、理性的急進主義」（基盤研究C：22K01413）の助成を受けている。（2）本稿では、『効率、公平、財産所有』（Meade 1964）については、所収されているMeade（1993）を用いる。（3）本文で引用している文章について邦訳がある場合は、必ずしもその邦訳に従っているわけではない。
- 1) ミードは、1977年にベルティル・オリーエンと共同で国際経済学における業績を対象として、ノーベル経済学賞を受賞した。受賞理由は、1960年代、70年代におけるグローバル化において国際マクロ・ミクロ政策が重要となるなかで、ミードの1950年代のLSE

時代における、『国際収支論』（1951年）や『国際経済政策の理論』（1955年）といった国際経済学における先駆的な業績が再評価されたことである（Johnson 1978, 本間 1994）。

- 2) ミードは、戦後ケンブリッジ大学から招聘されたが、LSEに着任している。LSEへの招聘は、ミードが戦時内閣官房経済部で協働したライオネル・ロビンズが影響している。デニス・ロバートソンの後任として、LSEからケンブリッジへ移籍した後のミードは、経済成長論やその分析手法をめぐって、ポストケインズ派のジョン・ロビンソンらとの折り合いが悪かったため、定年を待たずにその職を辞した（Meade 1988, Atkinson and Weale 2000）。
- 3) ソローによれば、ミードを「多くの点で、ピグー、マーシャル、シジウィック、ミルの本質的な後継者として、最後の偉大な功利主義者」（Solow 1988, p.986）である、と評価している。ソローが、社会的善を恒久的に探求することが功利主義であると指摘するように（*Ibid.*, p.986）、功利主義者は急進的な社会改革者の側面も有していた（Robbins 1952）。
- 4) 社会配当は、ベーシック・インカムと同義である。本稿では、ミードの言葉を尊重し、社会配当の用語で統一する。
- 5) 経済思想史における先行研究として、ミードの評伝を著したHowson（2000）やミードの国際経済学の貢献を中心に論じたGreenaway（1989）、Johnson（1978）、Vines（2008）、ミードのリベラリズムを論じたBackhouse（2012）、Middleton（1998）、ミードの思想に踏み込みつつ全体像の紹介した本間（1994）、丸尾（2005）、ミードのアガソトピアと経済政策を論じた丸尾（1996）、理性的急進主義に関して論じた渡辺（2017）、井上（2012）、ミードの社会配当と労働協業の相補性に関する井上（2011）、ミードの全体像を網羅のかつ平易に概説したReisman（2018）、ロールズとミードの比較検討を試みた釜賀（2020）、亀本（2022）等がある。いずれも示唆に富む貴重な研究であることはいうまでもない。しかしながらミードに関する本格的な研究書が現れていないことを見れば、ミード研究はまだ本格的に深められていないとあって良い。
- 6) 『経済学原理』シリーズとは、ミードがケンブリッジ大学教授に就任した後、経済学体系全体を論じることを目的とした*Principles of Political Economy*のシリーズである。全7巻が予定されたが、ミード委員会の委員長に就任したり、研究の関心が移ったり、サッチャー批判の政治活動に携わったことによって、4冊のみ公刊された。Meade（1976）の訳書「訳者あとがき」を参照のこと。
- 7) 『理性的急進主義者の経済政策』（Meade 1975）が、社会問題化しつつある環境問題に対応して社会的費用について論じている点、名目GDP成長率を一定とする経済政策について言及している点が、『価格と経済計画』（Meade 1948）と異なる。
- 8) 同書は、当時様々な話題や議論を提供した本である。佐伯（1977）は、ミードの「理性的急進主義」に対して、物価水準の安定化と所得平等化の手段の積極的活用を示しつつ、古典派経済学の市場機構にケインズの財政金融政策を接ぎ木する新古典派総合の立場に基づくものに過ぎないため、結局のところ「急進的」という言葉は累積した言葉の死骸の山の一つ加わるのみであると批判する。また塩野谷（1977）は次のように本書の長短を論じている。「本書が細かな政策内容まで立ち入って論じているのはメリットである。本書は、現代の経済政策について新古典派的接近という立場を鮮明に

示したものとして評価することができる。(中略)しかし現実の経験に照らして、この立場がどのような現実的な説得性と可能性をもつかを示されていない限り、その議論はかなり楽観的に思われるのである」。

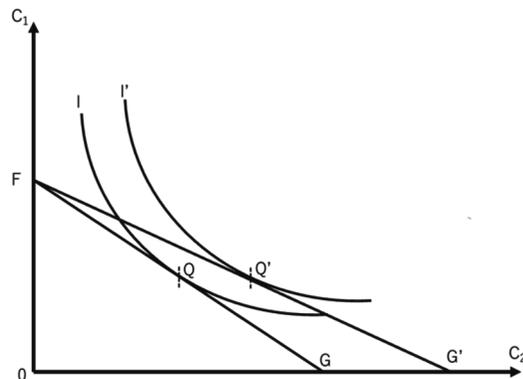
- 9) 講談社会主義者アーノルド・トインビーは、ウェブ夫妻, G.D.H.コール, R.H.トーニーらフェビアン社会主義者に影響を与えた。そのためオックスフォードでは、社会改良を志す非正統派や歴史派に属するオックスフォード・エコノミストらが多数誕生した(西沢 2007, pp.67-76)。ミードは、オックスフォード大学のニュー・スクールへ着任した若きライオネル・ロビンズの比較生産費に関する国際貿易の講義を受けたと回想している(Meade 1984b)が、ロビンズもまた青春時代にギルド社会主義に影響を受けた(Robbins 1971)。
- 10) ミードの立場は、左翼と右翼のドグマを批判したアバ・ラーナーの『統制の経済学』(Lerner 1965)の中道路線に近い。ラーナーは本の扉に次のように書いている。「『反資本主義的』な専制を『進歩的』となして黙認することをやめ、あるいは完全雇用政策を『社会主義的』とする争いをやめ、人間の自由と尊厳を上げるため、その努力を実践的な諸方策に集中するであろうという希望をもつ」。
- 11) ミードは、アトリー首相の1947年1月3日のラジオ放送を「(中略)われわれの課題は、新しい前人未到の一制度を作ることであり、個人的自由と計画経済を、民主主義と社会主義を統合することである」(Ibid., p.11: 邦訳 p.39)と引用し、労働党の政策や理念に共鳴している。
- 12) ミードによれば、高等教育の拡大は、長期的に初等教育の費用や生まれつきの能力によって、財産所有の不平等になる可能性があることを示唆している(Meade 1993, pp.56-57)。
- 13) ミードは、恵まれない家族の出生率を低下させ、富裕な家族の出生率を上昇させるという優生政策(強制力はない)を主張している(Meade 1993, pp.59-60)。
- 14) ロールズの影響を受けて書かれた著作が『公正の経済』であるが、その倫理的側面については取り扱っていない。「本書のタイトルと他の諸点は、ロールズ教授の1971年の優れた著作*A Theory of Justice*に触発されたものであるが、問題自体が含む倫理的側面は取り扱っていない」(Meade 1976, p.10: 邦訳 p.iii)。
- 15) ミードは、① 労働組合国家、② 福祉国家、③ 財産所有の民主主義、④ 社会主義国家のあげ、③と④が財産所有の平等化を達成する国家形態であるが、債務の観点から③が最も効率的であると述べる(Meade 1993)。市民1をより小さな個人所得 K_1 とし、市民2をより大きな個人所得 K_2 としよう。勤労所得 E_1, E_2 、貯蓄率 S_1, S_2 、所得 $E_1+V_1K_1, E_2+V_2K_2$ (V_1, V_2 は K_1, K_2 の利潤率とすれば、 V_1K_1, V_2K_2 は不労所得である)、それぞれの財産の成長率 k_1, k_2 は、 $k_1 = \frac{S_1(E_1+V_1K_1)}{K_1}$ 、 $k_2 = \frac{S_2(E_2+V_2K_2)}{K_2}$ である。この場合、平等の条件は、 $k_1 > k_2$ である一方、不平等の条件は $k_1 < k_2$ である。極端に所得の差がある場合でも、勤労所得 E が上昇すれば、平等化要因の一つとなる。例えば、市民1の財産が0であれば、 $K_1=0$ であるため、 $k_1 = \frac{S_1 E_1}{0} = \infty$ 、市民2は K_2 と比較して E_2 は非常に小さいため E_2 を0とみなせば、 $k_2 = \frac{S_2 V_2 K_2}{K_2} = S_2 V_2$ である。よって $k_1 > k_2$ となる(Meade 1993, pp.43-44)。

- 16) ミードは、相続税の累進率を高くすることを次のように求める。「この分配国家は急激に累進する相続税によって実現される（中略）『分配国家』は、相続法の根本的変更によって達成される（中略）大きな財産を相続することは許されない」（Meade 1936, p.249: 邦訳 pp.326-327）。
- 17) ミードは、「私たちは皆、暗黙の社会的契約によって他者と結びついている。無党派層は福祉国家から不当な扱いを受けている。平等な市民が二流の扱いを受けることがあってはならない」というジュリエット・リース・ウィリアムズ女史の主張に大いに共感していた（Reisman 2018, pp.57-58）。
- 18) アガソトピアは、ギリシャ語で「住むには完全な場所である（Perfect Place to live in）」という意味の「ユトピア」に対して、「住むには良い場所である（a good place to live in）」という意味である（Meade 1993, p.106）。ミードはギリシャ語に造詣が深かった。ミードは、アガソトピアの島でアガソトピア人の老経済学者ズムージェ・ドーミ博士（Professor Dr. Semaj Edaem）から次のような説明を受けたという。「アガソトピア人は、自由な競争市場における自己中心的で企業家的な行動に大いに依存する制度をつくってきた一方で、それと同時に、最善の成果を生む際の個人間の協力（cooperation）と、助けがなければ敗者となっていたかもしれない人々への思いやり（compassionate）を大いに重んじる制度でもある制度もつくってきた」（Meade 1993, p.106）。
- 19) ミードは、アガソトピアにおいて労働と資本のパートナーシップを論じて、労働者も積極的に会社の経営に参画することを主張しているが、その中で同一賃金・同一労働を破棄し、かつての日本の年功序列・終身雇用制度と似た制度を次のとおり想定している。「この原理を好調なパートナーシップにおける雇用の拡大に適用することは、新たに加わった労働者パートナーは既存の労働者パートナーと肩を並べて働いてはいるが、幾分低い賃金率つまり一株からの配当は同じであるが、もらう労働株の数は少ないで働くということである。これは同一賃金同一労働の厳格な原則の破棄を意味する」（Meade 1993, p.119）。丸尾（1996）（2005）も参照。
- 20) ミードは、企業の経常収益の代替的な定義が及ぼす広範囲な影響について新しい分析を取り入れた（Meade 1993, p.ix）
- 21) より理解しやすいミードモデルの整理は、井上（2011）やAtkinson（1996）も参照のこと。
- 22) Meade（1972a）では、平均所得の1/4を最低生活保障Mと考えている。Meade（1989）（1993）では、広がる所得格差やサッチャー主義による経済停滞を考慮して、最低生活水準を大幅に引き上げることを想定したと推察される。
- 23) 他所で別に稼得収入があれば、所得税が課せられる。
- 24) 近年、MMT（現代貨幣理論）学派は、機能的財政とベーシック・インカムを合わせて、積極的な財政政策を展開する。しかしミードは、均衡財政を重視するため、ラーナーの機能的財政を認めないことが推察される。
- 25) ミードは次のように述べる。「自営業者、パートタイム労働者、非正規労働者、不動産収入が少ない人の場合、所得税機構のもとで、純所得の補助金や税額を毎週迅速に調整することは非常に困難である。社会配当型では、すべての人に毎週最低基準の収入が保証される」（Meade 1972, p.338）。
- 26) ミードは、財源を確保するという視点だけでなく、経済全体の成長と平等を考えるた

めに、資本と労働のパートナーシップ論、名目値による総需要管理論、従業員による株式所有論、シェア・エコノミー論、差別的労働報酬制度論といった、独自の議論を展開している (Meade 1993)。

- 27) ケインズは、ベヴァリッジ報告に関して、税方式を主張したミードへの返信を次のように書いている。「社会保障への被用者および事業主の拠出金 (保険料) は、一般税への負担より劣っているという点に私は理論的に同意します。他方、予算への追加的な負担があまりにも大きくならないようにするために、ともかくも計画の最初の段階では、拠出金を保持することが非常に重要である」 (Keynes 1942, p.206: 邦訳 p. 232)。
- 28) ミードの最晩年の著作『完全雇用をどのように回復すべきか』 (Meade, 1995) において、Meade (1972) と同様の図が出ている。ミードは、同じように全ての人々に非課税の社会配当が支払われる上で所得税の段階的な累進率を論じるが、より具体的に、① 個人非課税枠を設けず、基本税率を課すこと、② 市民所得の2倍に相当する水準になれば、調整前所得に対して33⅓%の課税控除を課すこと、③ 国民の所得水準の7倍を超えるすべての未調整所得に対して33⅓%の課徴金を再び課すこと、が述べられている (Meade 1995, pp.67-72)
- 29) 財産の社会化については、Meade (1948) (1964) (1976) の中ですでに言及されている。社会の実物資産全体の純額をK、国債の額をD、国が管理する実物資産の額を K_s とすれば、民間の財産の所有する財産の純額は $K-K_s+D$ 、国有財産の純額は K_s-D である。国債Dの全額が償還済みで、国有財産 K_s を保有し、民間企業への純貸付という方法で国家資産Aを保有していれば、私有財産の純価値額は $K-K_s-A$ 、国有財産の純価値額は K_s+A である。それゆえ私有財産の不公平な所有から不平等を軽減する手段として、国債Dを減らすか国家資産Aを増加させるかし、純財産額を民間所有から国有へ移転させることである (Meade 1976, pp.203-204: 邦訳 pp.219-221)。したがって「私有財産がないのだから、私有財産の所有上の不平等はなく、国家予算から各市民に同額の所得補助金か『社会配当金』を支払うことによって財産所得は平等に分配される」 (Meade 1976, p.203: 邦訳 p.219)。ミードは、『アガソトピア』でも同じく財産の社会化を次のように提案している。「アガソトピアの国は、社会の資本化の50パーセントを所有し、この資本の利回りからの収益を使って社会配当の財源の一部にしている」 (Meade 1993, p.155)。
- 30) 支出税は、ニコラス・カルドアによって1955年に提案され、インドやセイロンで実行されたものの、脱税が横行し、実施するには実務上困難であったため、すぐに停止された幻の税制である。支出税は、公平・効率性の面で所得税よりも優れているため、富裕者階級が嫌悪する税制の一つである (木村 2020)。ミード委員会は、ミードを委員長として、5名の経済学者、4名の会計専門家、弁護士1名、元官吏1名で構成された。『ミード報告』 (Meade 1978) は、低成長やスタグフレーションといったイギリス病から脱却するために、効率性と平等性の対立を税制の選択でもって最小化することを目指して、まとめられたものである (川勝 2014)。
- 31) 市民の代表がYの所得を得ていると仮定する。所得税の場合、所得税を税率tで支払うとすれば、その税額はtYである。可処分所得は $(1-t)Y$ であるから、貯蓄率sとすれば、貯蓄 $s(1-t)Y$ である。消費は $(1-s)(1-t)Y$ となる。他方、支出税の場合、可処分所得がYである。sYが貯蓄され、 $(1-s)Y$ が消費されるため、 $t(1-s)Y$ が税収入、 $(1-t)(1-s)Y$ が要素費

用表示の消費財に回される額である。このとき支出税は tsY ほど個人貯蓄に対する税が控除され、民間の貯蓄が増加し、投資に利用される。二期間モデルを想定すれば、今年の消費 C_1 、来年の消費 C_2 とし、曲線 I と曲線 I' を C_1 、 C_2 の無差別曲線とする。このとき利率 i (純収益率)を考えれば、点 Q から点 Q' への移行が生じる。その際、個人の貯蓄の純収益率を引き上げ、個人の可処分所得の貯蓄率を変化させる。もし s から $s+\Delta s$ に変化すれば表のように描ける。



	所得税	支出税	支出税 - 所得税
税収入	tY	$t(1-s-\Delta s)Y$	$-t(s+\Delta s)Y$
消費	$(1-s)(1-t)Y$	$(1-s)(1-s-\Delta s)Y$	$-(1-t)\Delta sY$
貯蓄	$s(1-t)Y$	$(s+\Delta s)Y$	$(1-t)\Delta sY + t(s+\Delta s)Y$
合計	$1Y$	$1Y$	0

(Meade 1976, pp.215-219 : 邦訳 pp.232-235)

〔参考文献〕

- [1] Atkinson, A.(1996) “James Meade’s Vision: Full Employment and Social Justice”, *National Institute Economic Review* 157.
- [2] Atkinson, A. B. and W. M. Corden (1979) “James Meade” in *International Encyclopaedia of the Social Sciences, Biographical Supplement*, edited by D. L. Sills. New York: Macmillan Publishing.
- [3] Atkinson, A. B. and Weale, Martine (2000) “James Meade 1907-1995”, in *British Academy 1999 Lectures and Memoirs*, 473-500. Oxford: Oxford University Press.
- [4] Backhouse, R.(2012) “James Meade’s Liberalism”, *History of economic thought and policy* 1.
- [5] Douglas, C. H.(1920) *Economic Democracy*. London: C. Palmer.
- [6] Fitzpatrick, T.(2005) *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*. London: Macmillan. (武川正吾・菊池英明訳『自由と保障 ベーシック・インカム論争』勁草書房, 2005年)
- [7] Greenaway, D.(1989) “5 James Meade, 1907-”, *Pioneers of Modern Economics in Britain Volume 2*, edited by David Greenawai & John R. Presley. Palgrave Macmillan.
- [8] Friedman, M.(1962) *Capitalism and Freedom*. Chicago: Chicago University Press. (村井章子訳『資本主義と自由』日経BP社, 2008年)
- [9] Howson, S.(2000) “James Meade”, *The Economic Journal* 110 (February): F.122-F.145
- [10] Johnson, H. G.(1978) “James Meade’s Contribution to Economics”, *Scandinavian Journal of Economics* 80: 64-85.

- [11] Keynes, J.M.(1930) “Economic Possibilities for our Grandchildren” in *Essays in Persuasion*(1931). (山岡洋一訳『ケインズ説得論集』日本経済新聞社, 2010年)
- [12] ——— (1936) *The General Theory of Employment, Interest and Money*, London: Macmillan. (塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社, 1983年)
- [13] ——— (1942) *The Collected Writings of John Maynard Keynes Volume XXVII Activities 1940-1946: Shaping the Post-war World: Employment and Commodities*. London: The Macmillan Press Ltd. (平井俊顕・立脇和夫訳『ケインズ全集 第27巻 戦後世界の形成—雇用と商品—1940～46年の諸活動』東洋経済新報社, 1996年)
- [14] Lerner, A.P. (1951) *Economic of Employment*. New York, McGraw-Hill
- [15] Meade, J. (1933) *The Rate of Interest in a Progressive State*. London: Macmillan.
- [16] ——— (1935) “Outline of Economic Policy for a Labour Government”, in *The Collected Papers of James Meade*, vol.1.
- [17] ——— (1936) *An Introduction to Economic Analysis and Policy*. London: Oxford University Press. 2nd ed, 1937. (北野熊喜男・木下和夫訳『経済学入門—分析と政策—(上・下)』東洋経済新報社, 1966・1967年)
- [18] ——— (1937) “A simplified model of Mr. Keynes’ system”, *Review of Economic Studies* 4: 98–107.
- [19] ——— (1938) *Consumers’ Credits and Unemployment*. London: Oxford University Press.
- [20] ——— (1948) *Planning and the Price Mechanism: The Liberal Socialist Solution*. London: Allen & Unwin; New York: Macmillan. (関嘉彦訳『経済計量と価格機構—自由制社会主義の経済理論—』社会思想研究会出版部, 1950年)
- [21] ——— (1964) *Efficiency, Equality and the Ownership of Property*. London: Allen & Unwin. in Meade(1993).
- [22] ——— (1972a) “Poverty in the Welfare State” in *The Collected Papers of James Meade*, vol. 2.
- [23] ——— (1972b) “The theory of labour managed firms and of profit sharing” in *The Collected Papers of James Meade*, vol. 2.
- [24] ——— (1973) “The inheritance of inequalities: some biological, demographic, social, and economic factors” in *The Collected Papers of James Meade*, vol. 2.
- [25] ——— (1975) *The Intelligent Radical’s Guide to Economic Policy*. London: Allen & Unwin. (渡部経彦訳『理性的急進主義者の経済政策—混合経済への提言—』岩波書店, 1977年)
- [26] ——— (1976) *The Just Economy*. London: Allen & Unwin. (柴田裕・植松忠博訳『公正な経済』ダイヤモンド社, 1980年)
- [27] ——— (1978) *The Structure and Reform of Direct Taxation*. London: Allen & Unwin. (With Others).
- [28] ——— (1984a) “Full Employment, New Technologies and the Distribution of Income”, *Journal of Social Policy*, 13:129-46.
- [29] ——— (1984b) A Renaissance Man Remembered. *The Economist*, 8 December: 19-20.
- [30] ——— (1988) “James Meade” in *The Collected Papers of James Meade*, vol.1.
- [31] ——— (1989) “Agathotopia: The Economics of Partnership” in Meade(1993).

- [32] ——— (1990) “Topsy- Turvy Nationalisation”, *Basic Income Research Group Bulletin*.10: 3-4.
- [33] ——— (1993) *Liberty, Equality and Efficiency: Apologia pro Agathotopia Mea*. Washington Square. New York: New York University Press.
- [34] ——— (1995) *Full Employment Regained ? : An Agathotopian dream*. Cambridge: Cambridge University Press.
- [35] Middleton, R. (1998) *Charlants or Saviours? :Economists and the British economy from Marshall to Meade*. Cheltenham: Edward Elgar.
- [36] Reisman, D. (2018) *James Edward Meade*. Palgrave Macmillan.
- [37] Robbins, L. (1952) *The Theory of Economic Policy In English Classical Political Economy*. London: Macmillan. (市川泰治郎訳『古典派経済学の経済政策理論』東洋経済新報社,1964年)
- [38] ——— (1971) *Autobiography of an Economist*. London: Macmillan. (田中秀夫監訳『一経済学者の自伝』ミネルヴァ書房,2009年)。
- [39] Solow, R. M. (1987) “James Meade at Eighty”, *The Economic Journal*, 97 (December) , 986-988.
- [40] Tomlinson, J.(1985) *British Macroeconomic Policy since 1940*. London: Croom Helm.
- [41] Trier, W. V. (1995) *Every One A King*. Katholieke Universiteit Leuven.
- [42] ——— (2018) ‘From James Meade’s ‘Social Dividend’ to ‘State Bonus’: An Intriguing Chapter in the History of a concept’, *Æconomia* 8(4): 439-474.
- [43] Van Parijs, P. (1995) *Real Freedom for All: What (If Anything) Can Justify Capitalism?* Oxford: Oxford University Press. (後藤玲子・齋藤拓訳『ベーシック・インカムの哲学 すべての人にリアルな自由を』勁草書房,2009年)
- [44] Van Parijs, P. and Vanderborght, Y. (2017) *Basic Income: a Radical Proposal for a Free Society and a Sane Economy*. Cambridge, MA: Harvard University Press. (竹中平蔵監訳『ベーシック・インカム－自由な社会と健全な経済のためのラディカルな提案』クロスメディア・パブリッシング,2022年)
- [45] Vines, D. (2008) “Meade, James Edward (1907-1995)”, *The new Palgrave dictionary of economics*, edited by Steven N. Durlauf and Lawrence E. Blume: 485-503, Basingstoke: Macmillan.
- [46] Weitzman, M. (1984) *The Share Economy*. Cambridge. MA: Harvard University Press. (林敏彦訳『シェア・エコノミー：スタグフレーションを克服する』岩波書店,1985年)
- [47] Whiting, R.(2000) *The Labour Party and Taxation: Party Identity and Political Purpose in Twentieth-Century Britain*. Cambridge: Cambridge University Press.
- [48] G.エスピン・アンデルセン (2001) 『福祉資本主義の三つの世界－比較福祉国家の理論と動態』(岡沢憲英・宮本太郎監訳) ミネルヴァ書房。
- [49] ——— (2008) 『アンデルセン、福祉を語る：女性・子ども・高齢者』(京極高宣監修・林昌宏訳・B.パリエ解説) NTT出版。
- [50] 井上智洋 (2019) 『純粋機械化経済－頭脳資本主義と日本の没落』日本経済新聞出版社。
- [51] 井上義朗 (2011) 「J. E. ミードにおけるベーシック・インカム論と協働企業論の相補性」音無通宏編著『功利主義と政策思想の展開』所収。

- [52] —— (2012) 「〔温経知世〕 / 55 ジェームズ・E・ミード」『エコノミスト』第90巻第48号通巻4256号, 2012.11.6.
- [53] 釜賀浩平 (2020) 「ミードとロールズ-財産所有のデモクラシーと人口問題」『社会科学研究』第71巻, pp.87-96.
- [54] 神吉知郁子 (2013) 「最低賃金と生活保護と「ベーシック・インカム」」濱口桂一郎編著『福祉と労働・雇用』ミネルヴァ書房。
- [55] 亀本洋 (2022) 「財産所有民主制とアガソトピア」『法律論叢 (明治大学)』第94巻第6号, pp.45-97.
- [56] 川勝健志 (2014) 「ミード報告とイギリス型支出税」宮本憲一・鶴田廣巳・諸富徹編著『現代租税の理論と思想』有斐閣。
- [57] 木村雄一 (2020) 『カルドア：技術革新と分配の経済学：一般均衡から経験科学へ』名古屋大学出版会。
- [58] 齋藤純一・田中将一 (2021) 『ジョン・ロールズ-社会正義の探究者』中公新書。
- [59] 佐伯啓思 (1977) 「J.E.ミード著渡部経彦訳「理性的急進主義者の経済政策」(文献紹介)」『経済評論』復刊26 (6) , pp.95-97.
- [60] 塩野谷祐一 (1977) 「『理性的急進主義者の経済政策』朝日ジャーナル19 (15) (949) , 4・15, p.64.
- [61] 橋木俊詔 (2005) 『消費税15%による年金改革』東洋経済新報社。
- [62] 橋木俊詔・山森亮 (2009) 『貧困を救うのは、社会保障改革か、ベーシックインカムか』人文書院。
- [63] 西沢保 (2007) 『マーシャルと歴史学派の経済思想』岩波書店。
- [64] ミルトン・フリードマン (2008) 『資本主義と自由』(村井章子訳) 日経BP社。
- [65] 本間正明 (1994) 「J. E. ミード-良い社会の実現」『現代経済学の巨人たち: 20世紀の人・時代・思想』所収。
- [66] 丸尾直美 (1996) 『市場指向の福祉改革』日本経済新聞社。
- [67] —— (2005) 「J.E. ミード」『『経済学の巨匠 26人の華麗なる学説入門』生活情報センター所収。
- [68] 諸富徹 (2013) 「第五章「給付付き税額控除」か「ベーシックインカムか」-イギリスの制度改革から学べること-」宮本太郎編『生活保障の戦略-教育・雇用・社会保障をつなぐ』岩波書店。
- [69] —— (2020) 『資本主義の新しい形』岩波書店。
- [70] 渡部晶 (2017) 「J. E. ミード『理性的急進主義者の経済政策-混合経済への提言』-市場の持つ効率性と残虐性への深い認識」『ケインズとその時代をよむ』所収。
- [71] 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門 無条件給付の基本所得を考える』光文社。
- [72] ピーター・テミン、デイヴィッド・バインズ (2014) 『リーダーなき経済-世界を危機から救うための方策』日本経済新聞社。
- [73] ガイ・スタンディング (2018) 『ベーシックインカムへの道』プレジデント社。
- [74] ラーナー, A.P. (1965) 『雇用の経済学』(高川清明訳) 文雅堂銀行研究社。
- [75] ジョン・ロールズ (2010) 『正義論 改訂版』(川本隆史・福間聡・神島裕子訳) 紀伊国屋書店。

Abstract

The purpose of this study is to clarify the theory and development of James Edward Meade's social dividend in the light of his “liberal socialism” from the following three points. First, the ideological background of Meade's presentation of the social dividend is not only the influence of Keynesian economics but also the intellectual tradition of the institutional and historical school at Oxford University, including G.D.H. Cole and others. Second, Meade's advocacy of the social dividend is coherent, but it is carefully discussed according to the times. Finally, Meade's social dividend model is a basic model of a social dividend, a model of a tax credit with benefits, and a model blending conditional benefits and tax credits. We reaffirm that Meade's social dividend model is still an important model for reexamining the modern welfare state and social security.